



公告

民間企業等職務経験者を対象とする平成15年度長野県職員採用選考考査を次のとおり行います。

平成15年9月25日

長野県知事 田中康夫
長野県人事委員会委員長 矢ヶ崎啓一郎

1 選考区分、採用予定人員、選考の対象となる職及び職務内容

選考区分	採用予定人員	選考の対象となる職	職務内容
行政	若干名	主任	行政全般に関する企画立案、調査、連絡調整、相談業務等
心理	〃	〃	心理学的判定、精神保健及び児童に関する相談、助言等
機械	〃	研究員	工業に関する試験研究
総合土木	〃	主任	道路、河川、都市計画、土地改良事業等に関する企画、設計、施工管理等
農業	〃	主任又は研究員	農業の振興、農業経営の指導援助、農業生産技術の普及指導、農業に関する試験研究等
林業	〃	主任	林業の振興、林業に関する知識及び技術の普及指導、治山事業等に関する企画、設計、施工管理等
建築	〃	〃	県営住宅等県立施設の設計及び施工管理、建築指導等
薬剤師	〃	〃	薬事監視、環境衛生に関する監視、調剤等
保健師	〃	〃	感染症及び精神保健等の相談、保健指導、家庭訪問等
看護師	〃	〃	県立病院等での看護業務
獣医師	〃	〃	食品衛生及び環境衛生に関する監視、動物の保護及び管理、と畜検査、家畜防疫、家畜等に関する試験研究等

2 受験資格

(1) 生年月日

昭和28年4月2日から昭和43年4月1日までに生まれた者

(2) 職務経験年数及び資格又は免許

選考区分	職務経験年数	資格又は免許
行政	民間企業等における職務経験を8年以上有する者	—
心理	民間企業等における心理臨床経験を8年以上有する者	臨床心理士の資格を有する者
機械	民間企業等における工業に関する研究・開発部門の職務経験を7年以上有する者	工学系修士課程を修了した人又は技術士(機械部門に限る。)の資格を有する者
総合土木	民間企業等における土木関係の設計、施工管理等の職務経験を8年以上有する者	1級土木施工管理技士又は技術士(建設部門に限る。)の資格を有する者
農業	民間企業等における農業関係の企画立案、指導等の職務経験を8年以上有する者	改良普及員(平成13年3月31日までに資格を取得した人については、改良普及員資格試験において基礎選択項目を農業経営で選択した人に限る。)の任用資格を有する者
林業	民間企業等における林業関係の企画立案、指導等の職務経験を8年以上有する者	林業専門技術員若しくは林業改良指導員の任用資格を有する人又は1級土木施工管理技士若しくは技術士(林業部門に限る。)の資格を有する者

建築	民間企業等における建築関係の設計、施工管理等の職務経験を8年以上有する者	1級建築士の資格を有する者
薬剤師	民間企業等における薬剤師業務の職務経験を5年以上有する者	薬剤師の免許を有する者
保健師	民間企業等における保健師業務の職務経験を5年以上有する者	保健師の免許を有する者
看護師	民間企業等における看護師業務の職務経験を5年以上有する者	看護師の免許を有する者
獣医師	民間企業等における獣医師業務の職務経験を3年以上有する者	獣医師の免許を有する者

- (注) 1 「民間企業等における職務経験」とは、一の会社、公益法人若しくはNPOその他の団体（国及び地方公共団体は除きます。）の従業員、自営業者又は青年海外協力隊員（これらに相当するものとして人事委員会が認めるものを含みます。）として、1年以上の期間（アルバイト又はパートタイムの期間は除きます。）継続して就業等をしてきたことをいいます。
- 2 職務経験が複数ある場合には、その期間を通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務経験を有する場合は、当該期間内の職務経験はいずれか一のものに限りその期間を通算することができます。
- 3 職務経験年数及び資格又は免許は、平成15年9月30日現在において有している必要があります。
- 4 「薬剤師業務」、「保健師業務」、「看護師業務」及び「獣医師業務」とは、それぞれの免許を必要とする業務をいいます。

(3) この選考を受験できない者

- ア 日本の国籍を有しない者。ただし、看護師の選考区分を受験しようとする者は、この限りではありません。
- イ 現に国家公務員及び地方公務員（臨時的任用職員及び非常勤職員は除きます。）である者。
- ウ 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者。

3 考査日程、考査会場及び選考結果の通知

考査	日 程	考査 会 場	選考結果の通知
第1次考査	— (書類選考)	—	11月下旬頃、合格者について、文書で通知するほか、受験番号を掲示します。
第2次考査	12月上旬 (第1次考査合格者に文書で通知します。)	長野県庁 長野市南長野幅下692-2	12月下旬頃、第2次考査の受験者に文書で通知するほか、合格者の受験番号を掲示します。

(注) 合格者の受験番号の掲示は、下記のところで行います。

- 長野県庁東側掲示板
長野県の地方事務所及びその連絡所
長野県東京事務所
インターネットホームページ <http://www.pref.nagano.jp>

4 考査方法及び内容

考査方法	内 容
第1次考査	経験論文考査 民間企業等における職務経験及び実績についての論文考査
第2次考査	論文考査 職務内容に関連する一般的事項についての論文考査
	口述考査 個別面接及び集団討論による考査
	性格検査 性格についての検査
身体検査	通常の職務遂行に必要な健康度について、医療機関で作成した健康診断書に基づく検査
資格調査	受験資格の有無及び申込書記載事項の真否についての調査

5 合格から採用まで

- (1) 最終合格発表後に行う採用面接の結果等に基づき最終的に採用者を決定します。したがって、選考に合格しても採用されない場合があります。
- (2) 採用は、原則として平成16年1月1日以降に行います。

6 給与等

初任給は、経歴等に応じて決定します。なお、採用時の年齢が36歳の初任給の例は、次のとおりです。

選考区分	民間企業等での職務経験年数	初任給
行政	大学卒業後13年	25万円程度
機械・農業(研究員として格付される場合に限る。)	修士課程修了後11年	32万円程度
薬剤師	大学卒業後13年	25万円程度
保健師	〃	26万円程度
看護師	看護学校卒業後14年	26万円程度
獣医師	大学6年制卒業後11年	25万円程度
その他	大学卒業後13年	25万円程度

(注) 1 このほか、通勤手当、期末・勤勉手当、寒冷地手当、扶養手当、住居手当等が条件に応じ支給されます。

2 この初任給の月額は平成15年度から3年間実施することとしている給与の減額措置(減額率6パーセント)後の額です。

7 受験手続等

(1) 申込方法

次に掲げる書類を長野県経営戦略局人事活性化チーム(〒380-8570:県庁専用郵便番号 所在地:長野市大字南長野字幅下692の2)へ提出してください。

ア 受験申込書

イ 経験論文

(ア) 経験論文は、次の3つの事項について、2,000字以上2,400字以内で具体的に論述してください。

a これまでに、民間企業等においてどのような職務経験をしてきたか。

b 職務経験の中で特に業績を挙げたと思うものについて、その達成のためにどのように取り組み、どのような役割を果たしてきたか。

c a及びbを通じて得た知識、経験、技術を今後長野県職員としてどのように生かしていくか。

(イ) 経験論文作成に当たっては、次の事項に留意してください。

a ワードプロで作成すること。

b A4版縦長の用紙に横書きで、1行40字、1頁30行、文字の大きさは12ポイントとし、用紙の上端及び左端から、それぞれ2cm以上の余白を入れること。

c 文献等を引用した部分がある場合は、当該引用部分を「」でくくり、その末尾に引用した文献等を()書きすること。

d 論文の1頁目の右上に、選考区分及び氏名を自署すること。

(2) 受験申込書の交付

受験申込書は、長野県経営戦略局人事活性化チーム、長野県人事委員会事務局、長野県の地方事務所及びその連絡所並びに長野県東京事務所で交付します。

郵便により受験申込書を請求する場合は、140円切手をはったあて先明記の角型2号の返信用封筒を必ず同封して、長野県経営戦略局人事活性化チームへ送付してください。

(3) 申込みに当たっての注意事項

ア 申込みは一つの選考区分に限るものとし、受付後の選考区分の変更はできません。

イ 受験番号通知票の所定欄に50円切手を必ずはり、あて先を明記してください。

ウ 郵送による申込みの場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書し、簡易書留等確実な方法により送付してください。

(4) 受付期間及び受付時間

受付期間は平成15年10月1日(水)から10月24日(金)まで、受付時間は午前8時30分から午後5時までです。(土曜日及び日曜日は閉庁日です。)

なお、郵送による申込みは、平成15年10月24日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。

(5) 受験番号通知票の交付

平成15年11月4日(火)に発送する予定です。

8 その他

この考査について不明な事項は、長野県経営戦略局人事活性化チーム(電話 直通 026-235-7032)又は長野県人事委員会事務局(電話 直通 026-235-7465)へ問い合わせてください。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年 9月25日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年 9月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 辰野ふれあいセンターよもぎ
- 3 代表者の氏名
大 森 正 勝
- 4 主たる事務所の所在地
岡谷市長地権現町4丁目1番30号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び障害者に対して、生活支援及び介護に関する事業を行い、地域福祉に貢献し、だれもが住みやすい社会づくりに寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年 9月25日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年 9月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 アース・スチュワード・インスティテュート
- 3 代表者の氏名
縦 ダグラス
- 4 主たる事務所の所在地
駒ヶ根市東伊那3846番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、持続可能な社会（サステイナブル・コミュニティ）を目指す理論と技術を研究・開発するとともに、その分野における教育事業を行い、日本を始めとした世界全域にそれらを普及する事を目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年 9月25日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年 9月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 こころ
- 3 代表者の氏名
塩 崎 武 彦
- 4 主たる事務所の所在地
上田市大字上田原344番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者およびその家族が地域の人々と助け合いながら、住み慣れた場所で安心かつ充実した生活を続けられるように住民参加で生活支援のための事業を行うことにより、地域社会への貢献を図り、社会福祉に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年 9月25日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年 9月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 水と緑のNPO
- 3 代表者の氏名
北 原 永
水 嶋 徳 人
吉 川 明 博
- 4 主たる事務所の所在地
飯田市上郷飯沼1606番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、主に長野県の南部地域に住む市民や活動する企業に対して、循環型環境社会の実現を目指して、天竜川水系の山間地の森林や森林資源・水資源の現状・活用状況の広報や利活用の促進、研究などの事業を行い、社会の利益に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年 9月25日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年9月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 NPO夢バンク
- 3 代表者の氏名
表 秀 孝
- 4 主たる事務所の所在地
長野市南石堂町1255番地7
- 5 定款に記載された目的
この法人は、NPOに対する資金、人材、情報、物資等の支援を行い、NPO事業の基盤強化、事業遂行力の向上を目指すことにより、自治力あるNPOによる市民社会の構築に資することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年9月25日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ハイランドシティ松本
松本市双葉358-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
イオン(株)
千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
- 3 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
イオン(株) (株)タカギフーズ (株)山忠 (株)ビー・ピーエス (株)堤治 (株)藤屋 (株)タカラブネ (株)田多井薬局 樋口悦男 (株)のぐち (株)ジェムコインターナショナル (有)サンマルコ (株)ムカイ エステール(株) (株)リオチェーン (株)三貴 (株)キング	午前9時	午後10時

(株)クリエイティブヨーコ (株)ロクサン (株)ジュリー金賞堂 (株)オオシマ (株)キムラタン (株)リオ横山 (株)タカキュー (株)大谷 丸高衣料(株)		
--	--	--

(変更後)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
イオン(株) (株)タカギフーズ (株)山忠 (株)ビー・ピーエス (株)堤治 (株)藤屋 (株)タカラブネ (株)田多井薬局 樋口悦男 (株)のぐち (株)ジェムコインターナショナル (有)サンマルコ (株)ムカイ エステール(株) (株)リオチェーン (株)三貴 (株)キング (株)クリエイティブヨーコ (株)ロクサン (株)ジュリー金賞堂 (株)オオシマ (株)キムラタン (株)リオ横山 (株)タカキュー (株)大谷 丸高衣料(株)	午前9時	午後11時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変 更 前	変 更 後
A	午前8時30分から 午後10時30分まで	午前8時30分から 午後11時30分まで
B		
C		午前8時30分から 午後10時30分まで

- 4 変更する年月日
平成15年9月19日
- 5 届出年月日
平成15年9月8日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成15年9月25日から平成16年1月26日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年 9月25日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

長野市もんぜんぶら座

長野市大字南長野新田町1485-1

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

長野市

長野市大字鶴賀緑町1613

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) 長野中央地域活性化ビル

(変更後) 長野市もんぜんぶら座

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

氏 名 (名 称)	代表者の氏名 (法人の場合)
(株)まちづくり長野	代表取締役 青 木 恵太郎
(株)ナガノエコー	代表取締役 斎 藤 昭
堅 谷 光 子	
(株)卯月堂	代表取締役 宮 島 博
(株)要屋呉服店	代表取締役 山 田 良 一
(有)成文堂書店	代表取締役 小 野 照 子
(有)サンロク万年筆専門店	代表取締役 東 山 英 一

(変更後)

氏 名 (名 称)	代表者の氏名 (法人の場合)
(株)まちづくり長野	代表取締役 仁 科 恵 敏
(株)ナガノエコー	代表取締役 斎 藤 昭
堅 谷 光 子	
(株)卯月堂	代表取締役 宮 島 博
(株)要屋呉服店	代表取締役 山 田 良 一
(有)成文堂書店	代表取締役 小 野 照 子
(有)サンロク万年筆専門店	代表取締役 東 山 英 一

4 変更した年月日

(1) 大規模小売店舗の名称 平成15年 6月 1日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

平成15年 6月25日

5 届出年月日

平成15年 9月 2日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成15年 9月25日から平成16年 1月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年 5月19日付け12産振第137号）様式第 8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により平成15年 9月28日に開催を予定していた上田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案に係る公聴会については、中止します。

平成15年 9月25日

長野県知事 田 中 康 夫

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により平成15年 9月28日に開催を予定していた丸子都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案に係る公聴会については、中止します。

平成15年 9月25日

長野県知事 田 中 康 夫

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により平成15年 9月28日に開催を予定していた東部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案に係る公聴会については、中止します。

平成15年 9月25日

長野県知事 田 中 康 夫

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市計画課

公告

平成15年9月11日、南佐久郡川上村による秋山地区の土地改良事業の施行について同意しました。

平成15年9月25日

長野県佐久地方事務所長 和田 恭 良

土地改良課

公告

上伊那郡美和土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成15年9月25日

長野県上伊那地方事務所長 鈴木 良 知

理事

新任

氏 名	住 所
池 上 要 市	上伊那郡長谷村大字非持1536番地
伊 藤 順 敏	上伊那郡長谷村大字非持1096番地
池 上 盈 明	上伊那郡長谷村大字非持2501番地
小 池 茂 成	上伊那郡長谷村大字溝口2353番地
中 山 梅 治	上伊那郡長谷村大字溝口1389番地
市ノ羽 茂 則	上伊那郡長谷村大字黒河内1109番地
伊 東 耕 平	上伊那郡長谷村大字黒河内864番地
小 松 勇	上伊那郡長谷村大字黒河内1251番地

重任

氏 名	住 所
伊 藤 銀 市	上伊那郡長谷村大字非持770番地
北 原 幸 彦	上伊那郡長谷村大字非持2710番地
伊 藤 善 明	上伊那郡長谷村大字非持3510番地
保 科 政 男	上伊那郡長谷村大字溝口1582番地

退任

氏 名	住 所
宮 下 藤 夫	上伊那郡長谷村大字黒河内2193番地
宮 下 勇	上伊那郡長谷村大字黒河内835番地
窪 田 清 彦	上伊那郡長谷村大字黒河内1222番地
北 原 寿 和	上伊那郡長谷村大字非持2542番地
西 村 孝	上伊那郡長谷村大字溝口2451番地
中 山 主 美	上伊那郡長谷村大字非持1385番地
中 山 汎 圃	上伊那郡長谷村大字非持1615番地

監事

新任

氏 名	住 所
池 上 力	上伊那郡長谷村大字非持2655番地
小 松 明 彦	上伊那郡長谷村大字溝口630番地
石 川 忍	上伊那郡長谷村大字黒河内2190番地

重任

氏 名	住 所
松 澤 憲 晴	上伊那郡長谷村大字非持39番地

退任

氏 名	住 所
久保田 朝 男	上伊那郡長谷村大字黒河内1358番地
中 山 伝 衛	上伊那郡長谷村大字溝口1352番地

北 原 英 上伊那郡長谷村大字非持2651番地

土地改良課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成15年9月25日

長野県教育委員会教育長 瀬 良 和 征

- 落札に係る物品等の名称及び数量
県立高等学校校内LAN整備機器一式の賃借
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名 称 長野県教育委員会事務局教学指導課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 落札者を決定した日
平成15年7月18日
- 落札者の名称及び所在地
(1) 名 称 東日本電信電話株式会社長野支店
(2) 所在地 長野市新田町1137-5
- 落札金額
1月当たりの賃借額 2,848,650円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告を行った日
平成15年6月5日

教学指導課